

令和2年度社会福祉法人指導監査実施計画

1. 指導監査の実施方針

(1) 指導監査の実施

(ア) 指導監査は「一般監査」と「特別監査」に分けて実施する。また、必要に応じて、随時確認の調査を実施する。

(イ) 一般監査は「実地監査」とし、以下のいずれも満たす法人については、一般監査を3年に1回実施する。

① 法人の運営について、法令及び通知等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。

② 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。

なお、法人に対する一般監査と施設監査との実施周期が異なる場合において、これらの監査を併せて実施することが効率的かつ効果的であると認められるときは、3箇年に1回を超えない範囲で実施する。

但し、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた指導監査の実施等に係る対応については、別紙のとおり定める。

(ウ) 特別監査は、運営等に問題を有する法人を対象に特定の事項について、随時実施する。

(2) 指導事項に対する是正・改善等の措置

(ア) 指導事項に対する是正・改善の状況について期限を付して、改善が着実に図られることが確認できる内容の報告を求める。

また、当該年度中に解決が困難な事項については、関係市の事業主管課と連携し年次改善計画を樹立させる等確実に解決するよう継続的に指導する。

なお、経理事務処理について継続して問題がある法人及び新設法人に対しては、社会福祉法人会計に精通した会計専門家を関与させること等について、助言を行う。

(イ) 指導監査等において見受けられた指摘事項などについては、継続的な指導を行う中で法人の自主的な改善を求めるが、必要がある場合は改善状況の確認のため再調査を実施する。

(ウ) 一般監査において指摘された事項の改善措置が図られない場合、又は特別監査の結果著しく不適切な運営が行われていることが確認できた場合は、社会福祉法及び関係通知に基づき、当該法人の状況に応じた効果的な制裁措置を講じる。

2. 指導監査の主眼事項及び着眼点

「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別紙「指導監査ガイドライン」のとおり。

3. 指導監査の重点事項

- (1) 前回指導監査において、指摘された事項について適切に改善されているか。
- (2) 理事・監事・評議員・評議員選任・解任委員の適格性及び構成、選任手続きは、適正であるか。
- (3) 理事会・評議員会において決議すべき事項が決議されているか。
- (4) 会計の管理に関する内部牽制体制が機能しているか。
- (5) 会計処理が適切に行われているか。
 - (ア) 決算処理及び決算関係書類の作成は正確か。
 - (イ) 現金預金の保管及び残高管理は、安全確実に行われているか。
 - (ウ) 収入金は、金額の確認を行い遅滞なく金融機関に入金処理されているか。
 - (エ) 支出内容について、業務関連性が不明なものはないか。
 - (オ) 仮勘定、経過勘定、雑勘定科目の処理は、適切に行われているか。
 - (カ) 会計証憑は整理して保管されているか。
 - (キ) 資産の管理は、適切に行われているか。
 - (ク) 入所者預り金の管理は、適切に行われているか。
- (6) 契約事務が適切に行われているか。
- (7) 役員等報酬の支給の基準、定款、計算書類、役員等名簿、現況報告書等をホームページ等で公表しているか。
- (8) 社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。（所轄庁の承認を経ているか、実績を法人のホームページ等において公表しているか。）

令和2年6月9日

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた
社会福祉法人指導監査の実施等に係る対応について

中部広域市町村圏事務組合が実施する社会福祉法人指導監査は、社会福祉法第56条及び社会福祉法人指導監査実施要綱に基づき実施しているところであるが、新型コロナウイルス感染症(以下、「感染症」という。)の発生及び感染拡大防止に係る各種取組の実施状況等を踏まえ、指導監査の実施、中止及び延期の判断並びに実施方法の簡略化等の事務取扱について下記のとおり定める。

記

1 感染予防措置の対象となる事案について

次に掲げる事案がある場合は、指導監査において感染予防措置を行うこととする。

- (1) 監査対象法人の本部拠点が置かれる施設(以下「対象施設」という)の利用者及び職員並びに法人の担当職員及び役員(以下「対象施設の利用者及び職員等」という。)において、感染が判明した場合、また、その恐れが高いと考えられる場合。
- (2) 指導監査を実施する職員において、感染が判明した場合、また、その恐れが高いと考えられる場合。
- (3) 対象施設が所在する地域において、国、県及び市による感染拡大防止のための行政命令、措置、指示、要請及びこれらに準ずる行政指導等がある場合。

※その恐れが高いとは、濃厚接触者や何らかの症状のある濃厚接触者に接触した者がいる場合等が考えられる。(例：中部広域市町村圏事務組合の他の係の職員が感染した場合等)

2 感染予防措置にかかる指導監査の取扱い等について

上記1に掲げる事案がある場合は、以下のとおり指導監査の中止、延期を行うこととする。

- (1) 1(1)の場合は、対象施設の利用者及び職員等の2週間の健康観察期間に加えて2週間を経過するまでの間は、実地検査を中止又は延期する。
- (2) 1(2)場合は、監査担当職員の2週間の健康観察期間に加えて2週間を経過するまでの間は、実地検査を中止又は延期する。
- (3) 1(3)の場合は、要請等期間中の対象施設等にかかる実地検査を中止又は延期する。
- (4) 実地検査を中止した対象法人については、次年度において一般監査を実施する。
- (5) 緊急かつ重大な事案につき、やむを得ず特別監査を実施しなければならない場合は、可能な限り感染予防対策を講じ、安全確保のうえ実地検査を行うものとする。

3 留意事項について

- (1) 感染予防措置及び期間については、上記2のとおり行うものとするが、監査担当係において、指導監査の円滑な実施のため、周知期間及び感染予防等の安全確認期間を別途確保する必要があると判断した場合は、その期間を設定した上で、指導監査の時期を決定することができるものとする。
- (2) 上記の取扱いについては、今後の動向によって見直しを行う場合がある。